

かべ新聞

第75号

2014年
6月23日

JR東海労働組合
新幹線地方本部
東京車両所分会

事由も言えないような

不当なボーナスカットは直ちに撤回せよ！

デタラメもいい加減にしろ！

夏季手当の明細書が配布されていますが、不当にも2名の組合員（仕業、交検）に対してのボーナスカットが明らかになりました。

当事者2名は、それぞれ仲間と共に現場管理者に減額理由を聞きに行きました。しかし、交検、仕業とも仲間とは対応することなく、当事者には「事業本部が判断した」との回答でした。現場管理者が幹鉄事に報告した事象で事業本部がカットの判断をしたのですから、その報告した事を具体的に答えるのも現場管理者の仕事ではないのでしょうか？！

労働審判では『デタラメな事由』が明らかに！

今年の1月、分会OBの中村さんが『ボーナスカットの撤回とカット分の支払い』を求めて労働審判を申し立てました。そこで会社から示された『ボーナスカット理由とされた10件の非違行為』は、「機器の検査時に手袋のままグラウンドスイッチを扱った」「増圧カバーと取り付けボルトの検査失念」「側カウルの後確認を失念した」などという極めて極めて些細な事象です。

また、「検査を行っているにも関わらず管理者の勝手な思い込み」で「失念」とされた事象も含まれていました。さらに、仕事中に付きまとう管理者から「喚呼を失念した！」と指摘されたことに対して、「声が聞こえないのか？きちんと喚呼を行っている！」と抗議もしていました。

今回の件でも『いつ、どこで、誰が現認したのか！』明らかにされていません。ほんの些細な事象や管理者の恣意的判断でカットされたのではたまりません！ 裁判では事由を明らかにするのだから、カットした責任において、その理由と報告した事象を当事者には直ちに明らかにすべきだ！

大阪では、3名の仲間が本人訴訟！

大阪では、会社による不当なボーナスカットの減額分の支払いを求めて3名の仲間が大阪地裁に提訴して闘っています。「労働審判」申立てを経て『本人訴訟』として、代理人（弁護士）を立てずに闘っています。現場での闘いと結合してこの様な闘い方もあります！不当なカット撤回まで共に闘います！

不当なボーナスカットを許さない！！